

一般社団法人ソーシャルクリエイティブラボ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャルクリエイティブラボと称し、英文では、**Social Creative Lab**（略称：SCL）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府与謝郡伊根町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、デザイン、アートその他創造的な活動を行うことで、クリエイティブ（課題を解決する力）の向上を図ることにより、地域産業のさらなる推進と生活の文化的向上及び社会全体の健全な発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) クリエイティブを通じた地域創生事業

- ①青少年の育成を図る事業
- ②高齢化社会の福祉を推進する事業
- ③生活の安全を推進する事業
- ④一般消費者の利益を推進する事業
- ⑤産業の健全な発展を図る事業
- ⑥地域経済社会の健全な発展を導く事業
- ⑦国際相互理解の促進を図る事業
- ⑧地球環境の保全保護を図る事業

(2) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得る

ものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、入社時に会費として1万円を一口とし、一口以上を納入しなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 第6条2項に定める会費を入社後1ヶ月以内に納入しなかったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より3日前までに社員に対して発する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員が入社時に支払義務を負う会費の金額1万円につき1個とする。

(決議)

- 第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は社員総会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第24条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる

る。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること其他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 松田拓、清水隆晴、神吉直人、科野隆史、水谷耕一

設立時代表理事 兵庫県西宮市苦楽園三番町5番10号

松田拓

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

兵庫県西宮市苦楽園三番町5番10号

松田拓

兵庫県西宮市苦楽園三番町5番10号

松田かおり

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

定款変更譜

令和7年7月5日第1条、第2条変更